

京 都 大 学 防 火 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、<u>各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</u></p> <p>2 この規程において「危険物」、「防火管理者」、「<u>危険物貯蔵所又は取扱所</u>」、「<u>危険物の保安の監督をする者</u>」、「<u>危険物取扱者免状</u>」、「<u>甲種又は乙種危険物取扱者免状</u>」、「<u>防災管理者</u>」、「<u>統括管理者</u>」又は「<u>火元責任者</u>」とは、それぞれ消防法（昭和23年法律第186号）<u>第2条第7項、第8条第1項、第10条第1項、第13条第1項、第13条の2、第36条第1項、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の8、人事院規則10—4第11条に規定する危険物、防火管理者、危険物の貯蔵所若しくは取扱所、危険物の保安の監督をする者、危険物取扱者免状、甲種危険物取扱者免状若しくは乙種危険物取扱者免状、防災管理者、統括管理者又は火元責任者をいう。</u></p> <p>3 この規程において「地震等の災害」とは、令第45条に規定する災害をいう。</p> <p>第3条 京都大学における防火等に関しては、総長が総括し、総長が指名する<u>理事</u>は、これを補佐する。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2 部局における防火等に必要の措置の実施に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、<u>総長が指名する理事</u>。以下同じ。）が総括する。</p> <p>第5条 <u>本部構内、北部構内、吉田南構内、医学部構内、病院構内、宇治キャンパス、桂キャンパス</u>（以下「<u>本部構内等</u>」という。）に防災管理者を置く。</p>	<p>第2条 この規程において「部局」とは、<u>各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）</u>、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>2 この規程において「危険物」、「防火管理者」、「<u>危険物貯蔵所又は取扱所</u>」、「<u>危険物保安監督者</u>」、「<u>危険物取扱者免状</u>」、「<u>甲種又は乙種危険物取扱者免状</u>」、「<u>防災管理者</u>」及び「<u>統括管理者</u>」とは、それぞれ消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物、防火管理者、危険物の貯蔵所又は取扱所、<u>危険物保安監督者、危険物取扱者免状、甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状、防災管理者及び消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）に規定する統括管理者をいう。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p><u>4 この規程において「本部構内等」とは、本部構内、北部構内、吉田南構内、医学部構内、病院構内、宇治キャンパス及び桂キャンパスをいう。</u></p> <p><u>5 この規程において「吉田キャンパス」とは、本部構内、北部構内、吉田南構内及び医学部構内をいう。</u></p> <p>第3条 京都大学における防火等に関しては、総長が総括し、総長が指名する<u>理事又は副学長</u>は、これを補佐する。</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>第4条の2 部局における防火等に必要の措置の実施に関しては、当該部局の長（事務本部にあつては、<u>施設担当の理事</u>。以下同じ。）が総括する。</p> <p>第5条 <u>本部構内等の構内及びキャンパスごとに</u>防災管理者を置く。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 防災管理者は、総長が任命する。</p> <p>3 防災管理者は、<u>当該本部構内等</u>における避難訓練の実施その他防災管理上必要な事項及び次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 消火、警報、避難等のための設備及び器材並びに消防用水その他の消火活動上必要な施設（以下「消防用施設等」という。）について、<u>随時に</u>、これを点検し、整備し、その適正な維持管理につとめること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 火災又は地震等の災害発生時における消火、<u>誘導避難</u>、重要書類、物品の搬出等について、あらかじめ計画し、措置し、及び教育訓練を実施すること。</p> <p>(6) <u>職員</u>及び学生の火災の予防及び防止に対する関心を高めること。</p> <p>第6条 本部構内等に<u>管理する建築物その他の工作物又は研究室等</u>（以下「建築物等」という。）を有する部局に防火管理責任者を置く。</p> <p>2 防火管理責任者は、部局の長が、<u>施設</u>の位置、規模、使用、管理の実情に応じて、当該部局又は当該部局の適当な区域ごとに定めるものとし、令第3条に定める防火管理者として必要な資格を有する者から任命する。</p> <p>3 防火管理責任者は、部局の長の指揮監督を受けて、当該受持の区域に係る前条第3項各号に掲げる事項を行う。この場合において防火管理責任者は、同項第5号の計画、措置及び教育訓練の実施等に関し必要な事項を<u>当該本部構内等に設置された</u>防災管理者に通知し、又は調整するものとする。</p> <p>4 部局の長は、第2項の規定により定めた防火管理責任者の氏名及びその受持の区域について、総長<u>並びに</u>当該本部構内等に設置された防災管理者に報告しなければならない。</p> <p>第7条 本部構内等以外の敷地に<u>管理する建築物等を有する部局の長は</u>、<u>当該建築物等について</u>第5条第3項各号に<u>定める事項</u>を行わせるため、防火管理者を置く。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第9条 消防用施設等は、標識等によりその所在を明示するとともに、その使用方法等について<u>職員</u>及び学生に周知徹底させなければならない。</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3 防災管理者は、<u>当該構内又はキャンパス</u>における避難訓練の実施その他防災管理上必要な事項及び次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 消火、警報、避難等のための設備及び器材並びに消防用水その他の消火活動上必要な施設（以下「消防用施設等」という。）について、これを点検し、整備し、その適正な維持管理につとめること。</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 火災又は地震等の災害発生時における消火、<u>避難誘導</u>、重要書類、物品の搬出等について、あらかじめ計画し、措置し、及び教育訓練を実施すること。</p> <p>(6) <u>教職員</u>及び学生の火災の予防及び防止に対する関心を高めること。</p> <p>第6条 本部構内等に管理する建築物その他の工作物又は研究室等（以下「建築物等」という。）を有する部局に<u>防火管理責任者を置く</u>。</p> <p>2 防火管理責任者は、部局の長が、<u>建築物等</u>の位置、規模、使用、管理の実情に応じて、当該部局又は当該部局の適当な区域ごとに定めるものとし、令第3条に定める防火管理者として必要な資格を有する者から任命する。</p> <p>3 防火管理責任者は、部局の長の指揮監督を受けて、当該受持の区域に係る前条第3項各号に掲げる事項を行う。この場合において防火管理責任者は、同項第5号の計画、措置及び教育訓練の実施等に関し必要な事項を<u>当該部局が所在する構内又はキャンパス</u>の防災管理者に通知し、又は調整するものとする。</p> <p>4 部局の長は、第2項の規定により定めた防火管理責任者の氏名及びその受持の区域について、総長<u>及び</u>当該部局が所在する構内又はキャンパス<u>の</u>防災管理者に報告しなければならない。</p> <p>第7条 本部構内等以外の敷地に管理する建築物等を有する部局に、<u>当該建築物等に係る</u>第5条第3項各号に<u>掲げる事項</u>を行わせるため、防火管理者を置く。</p> <p>2 防火管理者は、部局の長が任命する。</p> <p>3 <u>部局の長は、前項の規定により定めた防火管理者の氏名について、総長に報告しなければならない。</u></p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>第9条 消防用施設等は、標識等によりその所在を明示するとともに、その使用方法等について<u>教職員</u>及び学生に周知徹底させなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>第10条 (略)</p> <p>第11条 危険物貯蔵所等を管理する部局の長は、危険物貯蔵所等ごとに、<u>所属職員</u>で危険物取扱者免状の交付を受けている者のうちから、当該危険物貯蔵所等における危険物の取扱作業に従事し、保安の確保に当たる危険物取扱者を定めるものとする。ただし、法令により<u>危険物の保安の監督をする者</u>を定めなければならない危険物貯蔵所等については、甲種又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者のうちから、危険物保安監督者を定めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第12条 危険物取扱者等以外の<u>職員</u>で危険物取扱者免状の交付を受けている者は、<u>当該危険物取扱者等の認めた場合</u>に限り、危険物貯蔵所等において自ら危険物を取扱い、及びその者が甲種又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者である場合にあつては、他の者の<u>当該作業</u>に立ち会うことができる。</p> <p>2 } (略)</p> <p>第12条の2 } (略)</p> <p>第13条 火気を使用する者及び火災発生のおそれあるものを使用する者は、関係法令及び学内規程を熟知し、かつ、<u>防火管理責任者又は防火管理者その他の防火関係職員</u>が火災予防のためにする指示に従うとともに、常に、火災予防のために配慮しなければならない。</p> <p>第14条 <u>構内</u>において臨時に火気を使用しようとする者は、あらかじめ防火管理責任者又は防火管理者に申し出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>構内</u>に大量の危険物を搬入しようとする者は、あらかじめ<u>当該関係する防火管理責任者又は防火管理者</u>に連絡しなければならない。</p> <p>第15条 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減に関し必要な業務を行わせるため、吉田キャンパス、病院構内、宇治キャンパス、<u>桂キャンパス</u> (以下「キャンパス」という。)に自衛消防隊を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第15条の2 前条に定める<u>キャンパス</u>以外の敷地においても、必要に応じて自衛消防隊又はこれに代わる組織を設置するものとする。</p> <p>第16条 火災が発生した場合には、<u>次の各号に掲げるところ</u>により、措置しなければならない。</p>	<p>第10条 (同 左)</p> <p>第11条 危険物貯蔵所等を管理する部局の長は、危険物貯蔵所等ごとに、危険物取扱者免状の交付を受けている<u>教職員</u>のうちから、当該危険物貯蔵所等における危険物の取扱作業に従事し、保安の確保に当たる危険物取扱者を定めるものとする。ただし、法令により<u>危険物保安監督者</u>を定めなければならない危険物貯蔵所等については、甲種又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者のうちから、危険物保安監督者を定めるものとする。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>第12条 危険物取扱者等以外の<u>教職員</u>で危険物取扱者免状の交付を受けている者は、危険物取扱者等の認めた場合に限り、危険物貯蔵所等において自ら危険物を取扱い、及びその者が甲種又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者である場合にあつては、他の者の<u>危険物を取り扱う作業</u>に立ち会うことができる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>第12条の2 } (同 左)</p> <p>第13条 火気を使用する者及び火災発生のおそれ<u>があるもの</u>を使用する者は、関係法令及び学内規程を熟知し、かつ、<u>防火管理責任者、防火管理者、火元責任者等</u>が火災予防のためにする指示に従うとともに、常に、火災予防のために配慮しなければならない。</p> <p>第14条 <u>京都大学の敷地内</u>において臨時に火気を使用しようとする者は、あらかじめ<u>関係する部局</u>の防火管理責任者又は防火管理者に申し出て、許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>京都大学の敷地内</u>に大量の危険物を搬入しようとする者は、あらかじめ<u>関係する部局</u>の防火管理責任者又は防火管理者に連絡しなければならない。</p> <p>第15条 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減に関し必要な業務を行わせるため、吉田キャンパス、病院構内、宇治キャンパス<u>及び桂キャンパス</u>に、それぞれ自衛消防隊を置く。</p> <p>2～6 (同 左)</p> <p>第15条の2 前条に定める<u>キャンパス及び構内</u>以外の敷地においても、必要に応じて自衛消防隊又はこれに代わる組織を設置するものとする。</p> <p>第16条 火災が発生した場合には、<u>次の各号に掲げる者</u>は、それぞれ当該各号に掲げるところによ</p>

改正前	改正後
<p>(1) 火災発見者 直ちに、次の順序により火災発生の実事及びその場所を通報するとともに消火器等を使用し、その他臨機の方法により応急の消火につとめること。</p> <p>(ア) 消防署 (イ) <u>警務員、電話交換職員又は火災発生部局の関係職員（勤務時間外にあつては、宿日直員、以下この条において同じ。）</u></p> <p>(2) 警務員 ア 直ちに、<u>火災報知用サイレンを吹鳴するとともに次の順序により火災発生の実事及びその場所を通報すること。</u> (ア) <u>消防署及び自衛消防隊又はこれに代わる組織</u> (イ) <u>電話交換職員</u> (ウ) <u>火災発生部局の関係職員</u></p> <p>イ 諸門の警戒を厳重にし、消防吏員、警察官、本学職員及び学生その他特に必要と認められる者のほかはその立入りを禁じ、盗難その他の事故を警戒すること。</p> <p>ウ <u>電話交換職員が勤務時間外で不在の場合又は置かれていない場合には、次号(イ)及び(ウ)に規定する措置を行うこと。</u></p> <p>(3) 電話交換職員 直ちに、次の順序により火災発生の実事及びその場所を通報すること。 (ア) 警務員 (イ) <u>火災発生部局の長又はその他の主たる関係職員</u> (ウ) <u>総長、担当の理事、事務本部の関係部課長。ただし、隔地の部局又は部局附属の施設の電話交換職員にあつては、本部の電話交換職員に依頼すれば足りる。</u></p> <p>(4) 宿日直員 ア <u>直ちに、火災発生の実事及びその場所を警務員、所属の長その他の主たる関係職員に通報するとともに応急の消火につとめること。</u> イ <u>警務員が置かれていない場合には、第2号(1)の(ア)に規定する措置を行うこと。</u></p> <p>(5) 施設関係職員（給水、ガス及び電気設備の維</p>	<p><u>り、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 火災発見者 直ちに、<u>自動火災報知設備の発信機を作動させるなどして周囲の者に知らせ、次の順序により火災発生の実事及びその場所を通報又は連絡するとともに、消火器等を使用するなどして初期消火に努めること。</u> (ア) <u>消防本部又は消防署</u> (イ) <u>火災発生部局の関係教職員、警務員、宿日直員（勤務時間外のみ）</u></p> <p>(2) 警務員 ア 直ちに、次の順序により火災発生の実事及びその場所の連絡等を行うこと。 (ア) <u>火災発生部局の関係教職員（勤務時間外のみ）</u> (イ) <u>事務本部の関係部課長（勤務時間外のみ）</u> イ <u>消防隊等の案内誘導を行うこと。</u> ウ 諸門の警戒を厳重にし、消防吏員、警察官、本学教職員及び学生その他特に必要と認められる者のほかはその立入りを禁じ、盗難その他の事故の発生を警戒すること。</p> <p>(3) 宿日直員 直ちに、火災発生の実事及びその場所を警務員、<u>火災発生部局の関係教職員に連絡するとともに、初期消火に努めること。</u>警務員が置かれていない場合には、<u>前号</u>に規定する措置を行うこと。</p>

改正前	改正後
<p>持管理を担当する職員をいう。)</p> <p>ア 直ちに、必要な消火栓を開き、及びその給水を確保するために必要な措置をとること。</p> <p>イ ガス主導管を閉止する等ガス管について応急の措置をとること。</p> <p>ウ 関係する配電線路について、その全部又は一部の送電を停止する等臨機の措置をとること。</p> <p>(6) 火災発生部局の職員 直ちに現場に赴き、部局の長等の指揮のもとに消火、誘導避難、重要書類・物品の搬出、現場の整備等に当たること。</p> <p>(7) 自衛消防隊又はこれに代わる組織の構成員別に定めるところにより、消火、警備、救護、物品の搬出等に当たること。</p> <p>(8) その他の職員及び学生 必要に応じて、第1号及び第4号から前号までに規定する通報、消火、物品の搬出等の活動を援助すること。</p> <p>2 前項第5号から第8号までの場合において、消防吏員が到着した後は、その指示に従って消火等の活動に従事するものとする。</p> <p>第17条 火災の状況により、臨時警備本部又は受付を設け、応急事務を処理することがある。</p> <p>第18条 近火による火災発生の危険が生じたときは、必要に応じて、前2条に規定する措置に準じて、措置するものとする。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>第20条 震災、風水害その他の変災にあつては、特に定めるもののほか、この規程に定める措置に準じて、機宜の措置をとるものとする。</p>	<p>(4) 火災発生部局の関係教職員 ア 自衛消防隊に連絡すること。 イ 事務本部の関係部課長に連絡すること。 ウ 自衛消防隊等が実施する消防活動に協力すること。</p> <p>(5) 自衛消防隊又はこれに代わる組織の構成員別に定めるところにより、通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護等に当たること。</p> <p>(6) 事務本部の関係部課長 火災の状況に応じて、役員、関係部局等に連絡すること。</p> <p>(7) 施設関係職員（給水、ガス及び電気設備の維持管理を担当する者をいう。) ア 直ちに、必要な消火栓を開き、及びその給水を確保するために必要な措置をとること。 イ ガス主導管を閉止する等ガス管について必要な措置をとること。 ウ 関係する配電線路について、その全部又は一部の送電を停止する等必要な措置をとること。</p> <p>(8) その他の教職員及び学生 必要に応じて、第1号、第4号及び第5号に規定する活動に協力すること。</p> <p>2 消防吏員が到着した後は、その指示に従って消火等の活動に従事するものとする。</p> <p>第17条 火災等の状況により、京都大学危機管理規程（平成23年達示第64号）及び京都大学危機管理規程施行規則（平成23年11月22日総長裁定）に基づく危機対策本部、部局対策室等を設置する。</p> <p>第18条 近火による火災発生の危険が生じたときは、必要に応じて、前2条の規定に準じて、措置するものとする。</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>第20条 風水害その他の変災にあつては、特に定めるもののほか、この規程に準じて、適切な措置をとるものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
(後 略)	附 則 この規程は、平成28年7月26日から施行する。